## 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

## 1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分			注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費		(1回につき 849単位)	× 95 / 100	×70/100	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ※90/100 事業所に同一建物の利用者 の利用者60人以上にサービ スを行う場合 ※85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強 (2) サービス提供体制強	(1回につき +36単位)						
八 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算( )		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
二 介護職員等特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

: 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」 及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注] 1.単位数算定記号の説明 + 単位 - 単位 × /100 + /100 所定単位数 + 単位 所定単位数 - 単位 所定単位数 × / 100 所定単位数 + 所定単位数×

/100